

指名停止等一覧表

(期間 平成25年4月1日～平成25年6月30日)

業者名	本社所在地	指名停止期間			該当事項	指名停止の理由(概要)
		自	至	期間		
王木林材 株式会社	北海道沙流郡日高町 富川南4丁目5番5号	平成25年2月27日	平成25年4月9日	6週間	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第4号(契約違反)	日高南部森林管理署と平成24年度日高南部署御園西・御園東地区外保全整備(保育間伐等)第4号請負契約(平成24年10月31日付け)において、伐採区域及び調査木を十分確認せず、隣接地を伐採区域と誤認し、伐採協議をしていない伐採区域外の立木を伐採するという法令違反及び契約違反となる行為を行った。
株式会社 小玉	北海道苫小牧市栄町2 丁目2番10号	平成25年6月14日	平成25年7月25日	6週間	「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表第12号(不正又は不誠実な行為)、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)	胆振東部森林管理署と契約した立木販売契約(胆振東部森林管理署226に、285は、288にほへ林小班 平成22年7月22日付け締結)の実施において、監督職員から事業着手前に現場代理人等に対し、区域や伐倒対象木に係る留意事項を事前に周知されていたにも係わらず、十分な現地確認を怠り隣接する契約対象区域外の立木12本(エゾマツ外1種15.81m ³)を契約対象区域と錯誤して伐採するという法令違反及び契約違反となる行為を行った。

(注) 該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け 59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。